



県指定天然記念物の滅失等について

文化遺産課

事案の概要

- 県指定天然記念物「ナシ、モモ原木群」に係る県民からの情報提供及び管理者の現地確認状況を踏まえ、令和6年8月23日に県文化財保護審議会 倉田委員による**現地調査を実施**

→モモ原木の枯死を確認

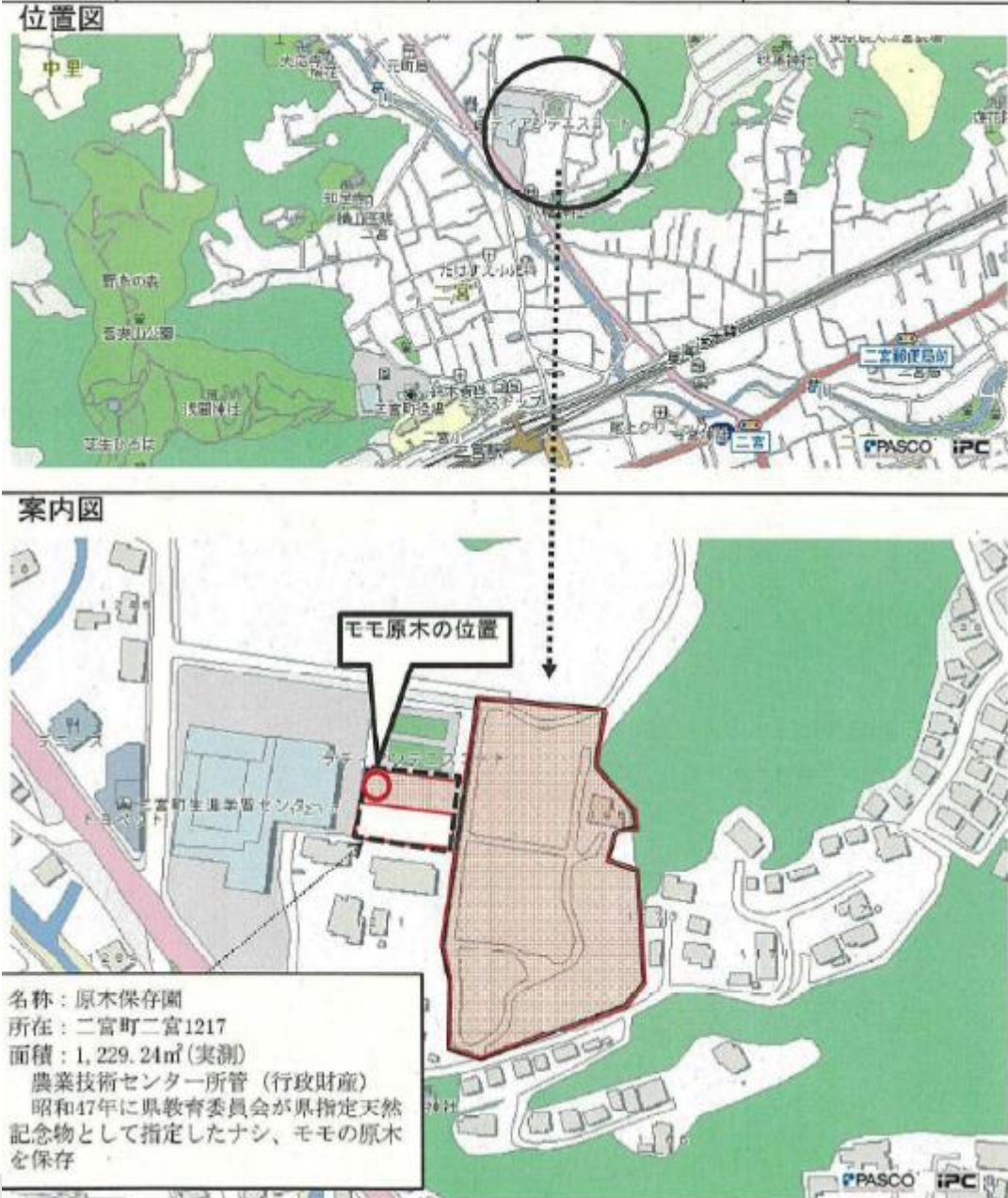
(経過) H7にモモ原木を指定範囲内で移植後、台風による損傷部分から腐朽菌が侵入し、回復せず。

- 二宮町教育委員会を通じて当該文化財管理者である県農業技術センターから**9月24日付けで滅失等届提出**。

【文化財の概要】

文化財名称	県指定天然記念物「ナシ、モモ原木群」
文化財の内容	モモ原木1本、ナシ原木11本
指定日	昭和47年7月21日
指定理由（抜粋）	神奈川県園芸試験場に保存育成されている下記保存種類別樹木は、現在までの 我が国のナシ、モモの果樹育成の歴史的記念物 として、広い意味での天然記念物として指定され、さらに永く保存することが望まれる。
所在地及び指定範囲	中郡二宮町二宮1217
管理者	神奈川県農業技術センター

文化財の位置



ナシ、モモ原木群 中郡二宮町1217	
所有者	神奈川県 TEL ()
管理者	神奈川県園芸試験場 TEL (0463) 71-1052
作者	寸 法
時代	
品質	
形状	

説明（指定理由）

わが国の代表的果樹であるナシ・モモの多くは、長い間の育種改良、研究成果の積み上げの結果、今日の産品を産出している。主として交配により品種改良が進められる果樹品種については、その交配親として各品種の遺伝的に固定した原木の保存は、育種改良上重要な役割を果たす。同時に、果樹育種の歴史的変遷例としても重要である。

神奈川県園芸試験場に保存生育されている下記保存樹親別樹木は、現在までのわが国のナシ・モモの果樹育成の歴史的記念物として、古い苗木としての天然記念物として指定され、さらに永く保存することになる。

種類、品種名、樹齢、幹周、本数

1. ナシ新水（太田X十世紀）交配大正4年命名昭和2年1本（樹齢56年幹周90cm）
2. ナシ新高（天川X太田）交配大正4年命名昭和2年1本（樹齢56年幹周97cm）
3. ナシ宮白梨（青島X真鈴）交配大正4年命名昭和2年1本（樹齢56年幹周93cm）
4. ナシ相模（十世紀X太田）交配大正4年命名昭和2年1本（樹齢56年幹周77cm）
5. ナシ青龍（十世紀X長十郎）交配大正4年命名昭和2年1本（樹齢56年幹周60cm）
6. ナシ追風（長十郎X十世紀）交配大正5年命名昭和2年1本（樹齢55年幹周72cm）
7. ナシ玉梨（太田X太田）交配大正6年命名昭和2年1本（樹齢55年幹周66.5cm）
8. ナシ大田（十世紀X長十郎）X太田交配大正12年命名昭和12年4本
 ①（樹齢49年幹周82.5cm）②（樹齢49年幹周70.0cm）③（樹齢49年幹周90.0cm）
 ④（樹齢49年幹周82.0cm）
9. モモ白鳳（白排X青島生）交配大正14年命名昭和8年1本（樹齢47年幹周107cm）

指定物件の管理状況

収蔵庫等の管理状況

県指定天然記念物	
明治 大正 47年 7月 21日 指定 (昭和)	No. 写真ネガ No.
撮影年月日	年 月 日 撮影者



当該文化財のうち、**唯一のモモ原木が滅失**

➡ 指定名称及び指定範囲の変更について協議

【協議結果】	名称について	➡	変更は要しない
	指定範囲について	➡	変更は要しない

主な意見

- 文化財として名前を残すのはよい。
- モモ原木の筆を指定範囲から除いた場合の土地の用途は未確定だが、（建造物等が）近すぎるとナシに影響があるため、変えない方がよい。
- 東側に大きい建物が建ったら、日当たりが悪くなることが心配である。
- 木の健康を考えると、コンクリートがあまり増えないとよい。